

春日部市告示第 15 号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下「法」という。）第3条に規定する規制地域並びに法第4条第1項第1号に規定する敷地境界線の地表における特定悪臭物質の規制基準、同項第2号に規定する排出口における特定悪臭物質の規制基準及び同項第3号に規定する敷地外における特定悪臭物質の規制基準を次のとおり定め、平成17年10月1日から施行する。

平成17年10月1日

春日部市長職務執行者 三 枝 安 茂

- 1 法第3条に規定する規制地域
市内全域を指定する。
- 2 法第4条第1項第1号に規定する敷地境界線の地表における特定悪臭物質の規制基準
別表第1のとおり
- 3 法第4条第1項第2号に規定する排出口における特定悪臭物質の規制基準
別表第1の区域の区分ごとに、当該区分に係る敷地境界線の地表における特定悪臭物質の規制基準を基礎として悪臭防止法施行規則（昭和47年総理府令第39号。以下「環境省令」という。）第3条に定める方法により算出して得た流量
- 4 法第4条第1項第3号に規定する敷地外における特定悪臭物質の規制基準
別表第1の区域の区分ごとに、当該区分に係る敷地境界線の地表における特定悪臭物質の規制基準を基礎として環境省令第4条に定める方法により算出して得た濃度（メチルメルカプタンについては、算出して濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合は、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。）

別表第 1

区域の区分 特定悪臭物質の種類	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1 ppm	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002ppm	0.002ppm	0.004ppm
硫化水素	0.02ppm	0.02ppm	0.06ppm
硫化メチル	0.01ppm	0.01ppm	0.05ppm
二硫化メチル	0.009ppm	0.009ppm	0.03ppm
トリメチルアミン	0.005ppm	0.005ppm	0.02ppm
アセトアルデヒド	0.05ppm	0.05ppm	0.1ppm
プロピオンアルデヒド	0.05ppm	0.05ppm	0.1ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009ppm	0.009ppm	0.03ppm
イソブチルアルデヒド	0.02ppm	0.02ppm	0.07ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009ppm	0.009ppm	0.02ppm
イソバレルアルデヒド	0.003ppm	0.003ppm	0.006ppm
イソブタノール	0.9ppm	0.9ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	1 ppm	3 ppm
トルエン	10ppm	10ppm	30ppm
スチレン	0.4ppm	0.4ppm	0.8ppm
キシレン	1 ppm	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03ppm	0.07ppm	0.07ppm
ノルマル酪酸	0.001ppm	0.002ppm	0.002ppm
ノルマル吉草酸	0.0009ppm	0.002ppm	0.002ppm
イソ吉草酸	0.001ppm	0.004ppm	0.004ppm

備考 区域の区分は、次のとおりとする。

- 1 A区域 B区域及びC区域を除いた市内全域
- 2 B区域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定による農業振興地域の指定がされている区域
- 3 C区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定による工業地域又は工業専用地域の指定がされている区域